

## 入札心得書

(目的)

第1条 一般競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、沖縄県財務規則、その他の法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

(競争参加の申し出)

第2条 競争に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を、契約担当者（沖縄県財務規則第2条第7号）に提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(入札説明書等に対する質問)

第3条 契約担当者から競争参加資格が有る旨の確認を受けた者で入札に参加を希望する者は、入札説明書、仕様書、契約書案（以下「入札説明書等」という。）を熟覧のうえ、入札しなければならない。

入札説明書等について疑義があるときは、入札説明書において指定した期日までに契約担当者に書面により質問することができる。

(入札に参加することができない者等)

第4条 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者は、入札に参加し、又は入札代理人となることはできない。

(入札等)

第5条 入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、契約担当者から競争参加資格が有ると認められた者（一般競争参加資格確認通知書を受けた者）又はその代理人のみとする。

2 入札参加者が代理人であるときは、様式1に定める委任状を持参し、入札前に契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札参加者は、様式2により入札書を作成し、入札者の氏名を表記した封筒に入れて封緘のうえ、入札書を提出しなければならない。

5 契約担当者は、必要に応じ、入札書に係る内訳明細書を提出させ、説明を求めることがある。

6 入札参加者は、一度提出した入札書の引き替え、変更又は取消をすることができない。

7 入札参加者は、公告において指定された時刻までに、公告において指定された場所（以下「入札室」という。）に入室し、開札に立ち会うものとする。入札室に入室しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の写しを担当官に提示しなければならない。

い。

なお、一般競争参加資格確認通知書を受けた本人又はその代理人以外の者は、入札室に入室できないことがある。また、第1回の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効として取扱うこととし、再度入札を行うこととなったときには、契約担当者からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにするものとする。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、様式3に定める入札辞退届又はその旨を明記した入札書を契約担当者に提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の執行回数等)

第8条 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。

2 各回の入札結果について、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落札しなかった場合は、最低入札金額を入札参加者に対して読み上げを行う。

なお、入札を保留する場合は、入札参加者に対して口頭により通知する。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、落札者がいないときは、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。

2 入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札において落札者がいないときは、特別な場合を除き、不調とする。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第11条 次の名号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 入札公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札
- 二 競争参加資格確認申請書又は競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- 三 委任状を持参しない代理人のした入札
- 四 記名押印を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- 九 入札において2通以上の入札書を入札函に投入した者のした入札
- 十 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第12条 沖縄県財務規則第123条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 2 地方自治法施行令第167条の10の2の基準に該当する入札を行った者は、契約担当者の行う調査に協力しなければならない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせる。

(契約の保証)

第14条 落札者は、契約書案の提出と同時に、請負代金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、発注者の指定の方法により契約保証金を納付する。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（利付け国債に限る。）であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券振込済通知書の交付を受け、これに保管有価証券提出書を発注者に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を発注者に提出しなければならない。
- 5 落札者は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあっては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあっては履行保証保険に係る証券を取扱官庁に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

第15条 落札者は、契約担当者から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札説明書等）

第16条 入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

（異議の申立）

第17条 入札をした者は、入札後、この心得、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（その他）

第18条 不適切な形態による下請負契約により、履行する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。